

山形広域環境事務組合監査委員条例

〔平成 8 年 2 月〕
山広環条例第 1 号

山形広域環境事務組合監査委員条例（昭和 4 3 年共衛条例第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、監査委員について必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の定数）

第 2 条 監査委員の定数は、2 人とする。

（準用）

第 3 条 法令及びこの条例に規定するものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、山形市監査委員条例（昭和 3 9 年山形市条例第 2 5 号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「山形市」とあるのは「山形広域環境事務組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。